

青森市 高齢者福祉サービス一覧（令和8年7月1日現在）

施設への入所

養護老人ホームへの入所

家庭環境や経済的事情などの理由から、在宅で生活することが困難なかが入所できます。

【対象者】

自宅で養護を受けることが困難なおおむね65歳以上の
かた

【料金】

収入に応じて、本人及び扶養義務者に費用の負担
があります。

権利擁護

成年後見制度利用支援

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではないかたについ
て、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
①身寄りがないなど、 4親等内の親族の申立てが期待できない高齢者について、後見等開始の審判の
申立て（市長申立）を行います。
②生活保護受給者のかたなどを対象に、市長申立に係る費用と成年後見人等に対する報酬を助成します。

介護するご家族への支援

介護慰労金の支給

在宅の要介護者を日常的に介護している家族に対して、慰労金を支給します。

【対象者】

基準日（10月1日）以前の1年間において、次の要件を全て満たしている要介護者を介護し、
市税に滞納がない市民税非課税世帯のかた
＜要介護者の要件＞
・市内に継続して住所を有し、介護保険サービスを利用していない要介護2以上のかた
（※要介護2の場合は、主治医意見書の認知症高齢者日常生活自立度がⅡ以上であること）
・介護保険料に滞納がない市民税非課税世帯のかた

【支給額】

2万円または10万円（※要介護度に応じて決定）

【申請期間】

10月1日から10月31日まで（平日のみ）

生きがづくり

健康農園及び健康講座

健康増進と介護予防を図るため、雲谷地区の農園（1区画約10坪）での農作業体験と健康講座のメニューを提供
します。

【対象者】

65歳以上のかた

【料金】

2,500円（1区画）
※健康講座等は別途料金がかかる場合があります

【問い合わせ】

詳しくは、青森市シルバー人材センター（☎017-773-3604）へお問い合わせください。

<青森市地域包括支援センター名称>		<電話番号>	<青森市地域包括支援センター名称>	<電話番号>
青森市地域包括支援センターおきだて		017-761-4580	青森市おおの地域包括支援センター	017-711-7475
青森市地域包括支援センターすずかけ		017-761-7111	青森市地域包括支援センター寿永	017-739-6711
青森市中央地域包括支援センター		017-723-9111	青森市地域包括支援センターのぎわ	017-763-2255
青森市東青森地域包括支援センター		017-765-3351	青森市地域包括支援センターみちのく	017-765-0892
青森市南地域包括支援センター		017-728-3451	青森市地域包括支援センター浪岡	0172-69-1117
青森市東部地域包括支援センター		017-726-5288		



青森市
高齢者福祉サービス一覧

～高齢者・介護者の皆様へ～

高齢者や介護者の皆様に支援する
さまざまなサービスをご紹介します。
ぜひご利用ください！

▼ このパンフレットで紹介するサービス

外出・移動の支援

・高齢者福祉乗車証（いき・粹乗車証）の交付

在宅生活サポート

・介護用品（紙おむつ）の支給
・訪問理美容サービス
・訪問歯科健康診査

権利擁護

・成年後見制度利用支援

生きがづくり

・健康農園及び健康講座

生活・健康の支援

・配食サービス
・緊急通報装置の設置
・はりきゅうマッサージ施術料の助成

施設への入所

・養護老人ホームへの入所

介護するご家族への支援

・介護慰労金の支給

介護予防

・高齢者補聴器購入費の助成

問い合わせ：高齢者支援課（駅前庁舎）☎ 017-734-5326
健康福祉課（浪岡庁舎）☎ 0172-62-1134

外出・移動の支援		生活・健康の支援	
高齢者福祉乗車証（いき・粹乗車証）の交付 市営バス（市バス含む）を低料金で利用できる乗車証を交付します。 70歳になる誕生日の前日から申請できます。 		緊急通報装置の設置 急病・事故等の緊急時に、ボタンを押すだけで受信センターへ連絡することができる緊急通報装置を設置します。 	
【対象者】 70歳以上のかた ※本人のみ申請可能	【乗車証交付手数料】 1,000円 （※介護保険料の段階1～3のかたは無料）	【対象者】 在宅で、固定電話が設置されている ・65歳以上のひとり暮らしのかた ・65歳以上のかたのみの世帯のかた ・65歳以上のかたと障がい者のみの世帯のかた	【対象者】 病気や障がい等の理由で食事の準備が困難な ・65歳以上のひとり暮らしのかた ・65歳以上のかたのみの世帯のかた ・65歳以上のかたと障がい者のみの世帯のかた
【乗車料金】 （※福祉乗車証を提示） 1回：100円 	【フリーパス券料金】 （※福祉乗車証を提示） 1か月あたり：1,100円 （※購入したフリーパス券の有効期間内であれば何度でも乗車可能）	【課税状況】 市民税非課税世帯	【課税状況】 前年度 市民税非課税世帯
【手続きに必要なもの】 ・本人確認書類（マイナンバーカード等） ・顔写真 1枚（タテ3.0cm×ヨコ2.4cm、無帽、背景なし、6ヶ月以内）		【利用料金】 ・1,000円／月（緊急時にかけつける協力員が必要） ・2,530円／月（協力員不要） ※生活保護受給者は利用料金が無料 	【利用料金】 ・週2回まで（夕食のみ） ・自己負担 1回350円 
※AOPASSについては、市営バス東部営業所（☎017-726-5443）へお問い合わせください。		【申請者】 担当の地域包括支援センター またはケアマネジャー	【申請者】 担当の地域包括支援センター またはケアマネジャー

在宅生活サポート		介護予防	
介護用品（紙おむつ）の支給 紙おむつを常時使用しているかたに対して、定期的に紙おむつを配達します。 		訪問理美容サービス 外出困難な要介護者の自宅へ理容師・美容師が訪問し、散髪を行います。 	
【対象者】 在宅で40歳以上の ・要介護4・5のかた ・常時失禁がある要介護3のかた ※生活保護受給者は、支給されません。	【課税状況】 ・前年度 市民税非課税のかた ・介護保険料に滞納がないかた	【対象者】 在宅で65歳以上の要介護4・5のかた ・在宅で40歳以上の認知症のため外出が困難な要介護3から5のかた	【対象者】 在宅で65歳以上の要介護4・5のかた ・在宅で40歳以上の認知症のため外出が困難な要介護3から5のかた ・在宅で身体障害者手帳1・2級または愛護手帳Aの寝たきりのかた
【課税状況】 ・前年度 市民税非課税のかた ・介護保険料に滞納がないかた	【支給回数】 偶数月に2か月分支給	【課税状況】 ・前年度 市民税非課税のかた	【対象者】 ※在宅には有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム入居者を含みます。
【支給枚数】 以下のいずれか1つを選択 ①脇止めタイプ 30枚／月 ②はくタイプ 40枚／月 ③フラットタイプ 60枚／月 ④尿取りパッド 120枚／月 ⑤フラットタイプ 30枚／月＋尿取りパッド60枚／月 		【交付枚数・料金】 ・4枚／年（申請月により異なります） ・自己負担 1回1,000円 	【利用回数・料金】 ・1回／年 ・診査料 無料 （※治療は自己負担です） 
【申請者】 本人または代理人		【課税状況】 課税・非課税を問わず利用可能	【課税状況】 課税・非課税を問わず利用可能
		【申請者】 本人または代理人	【申請者】 本人または代理人

介護予防	
高齢者補聴器購入費の助成 加齢により聴力が低下した高齢者の積極的な社会参加を促し、認知症やフレイルの進行予防の一助とするため、補聴器購入費用の一部を助成します。 	
【対象者】 65歳以上の次の要件を全て満たしているかた ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならないかた ・補聴器相談医により補聴器の装用が必要であると判断されているかた ・市税に滞納がないかた 	【助成額】 上限30,000円
【課税状況】 課税・非課税を問わず利用可能	
【申請者】 本人または代理人	